

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：本巢市

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	83.1	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	79.5	%
全職員	64.8	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	95.7	%
本庁課長相当職	103.9	%
本庁課長補佐相当職	103.7	%
本庁係長相当職	95.9	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	89.3	%
31～35年	92.7	%
26～30年	92.1	%
21～25年	82.0	%
16～20年	93.7	%
11～15年	87.8	%
6～10年	86.1	%
1～5年	85.7	%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員に比べ、給与水準が低い任期の定めのない常勤職員以外の職員が男性職員11%、女性職員40%と女性の割合が高いため、男女の給与の差異が大きくなっている
- ・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は91%、住居手当の受給者に占める男性の割合は63%である
- ・勤続年数別1～5年目においては、他自治体からの割愛人事異動者等が含まれているため、男女の給与の差異が大きくなっている

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	13.6%

【説明欄】

令和7年4月1日時点

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	10.5%
本庁課長相当職	16.0%
本庁課長補佐相当職	35.6%
本庁係長相当職	37.5%

【説明欄】

令和7年4月1日時点

Ⅳ 採用した職員に占める女性職員の割合

職種	令和7年度
一般行政職	50.0%
保育士	80.0%
保健師	100.0%

【説明欄】

令和7年度中の採用試験により採用した職員

Ⅴ 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

職種	令和7年度
一般行政職	52.1%
保育士	87.5%
保健師	100.0%

Ⅵ 職員に占める女性職員の割合

職種	令和7年度
一般行政職	33.2%
保育士	71.9%
保健師	100.0%
看護師	100.0%
医師・技師	0.0%
技術労務職	50.0%

Ⅶ 離職率

区分	令和7年度
男性	1.8%
女性	1.5%

Ⅷ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	66.7%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—%
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	—%	—%	—%	—%
1週間以上2週間未満	—%	—%	—%	—%
2週間以上1月以下	50.0%	—%	—%	—%
1月超3月以下	50.0%	—%	—%	50.0%
3月超6月以下	—%	—%	—%	16.7%

6 月超 9 月以下	—%	—%	—%	1 6 . 7 %
9 月超 12 月以下	—%	—%	—%	1 6 . 6 %
12 月超 24 月以下	—%	2 0 . 0 %	—%	—%
24 月超	—%	8 0 . 0 %	—	—

【説明欄】

IX 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率

区分	令和 7 年度
配偶者出産休暇	3 3 . 3 %
育児参加休暇	3 3 . 3 %

X 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和 7 年度
内部部局等	6 . 5 時間／月
内部部局等以外	1 2 . 3 時間／月

【説明欄】

XI 職員の年次休暇の取得日数の状況

区分	令和 7 年度
年次休暇の取得日数	1 1 . 9 日